

令和3年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会

提出資料

◎議案事項

議案第94号 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する
条例等の一部を改正する条例案

・・・1

令和3年6月23日
総 務 部

議案第 94 号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する 条例等の一部を改正する条例案の概要

1 特例措置の概要

(1) 半島振興対策実施地域等の特例措置

県内の半島振興対策実施地域、過疎地域及び離島振興対策実施地域において、製造業や旅館業等の用に供する設備を新設又は増設した者に対して、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の一部又は全部を免除します。

【特例措置（課税免除・不均一課税）の一覧】

※ 数字は免除割合

税目 地域	事業税			不動産所得税	県固定資産税		
	1年目	2年目	3年目		1年目	2年目	3年目
半島振興対策 実施地域	90%			90%	90%		
過疎地域	課税免除			課税免除	課税免除		
離島振興対策 実施地域	課税免除			課税免除	課税免除		

2 改正内容

(1) 半島・離島地域の特例措置

地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等）が改正されたことに伴い、対象となる設備の新設又は増設の期限を、令和5年3月31日まで2年延長するよう規定を整備するものです。

(2) 過疎地域の特例措置

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、対象業種に情報サービス業等を追加し、取得価額の要件を見直すとともに、対象となる設備の取得等の期限を、令和6年3月31日まで3年延長するよう規定を整備するものです。

3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行しますが、施行期日に関わらず令和3年4月1日に遡って適用します。